

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加古川市長

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に従い、下記の事務を執り行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 窓口相談 受給しようとする者の住民記録情報や所得情報を参照し、相談者の受給資格を確認の上で児童扶養手当制度の案内を行う。</li> <li>2. 受付 対象者にそれぞれ必要な書類を案内し、窓口にて受付を行う。 (ただし、現況届についてはサービス検索・電子申請機能での受領も行う。)</li> <li>3. 認定 認定請求について、受給資格を満たしている場合に児童扶養手当の認定を行い、受給者台帳に登録する。 処理時には児童扶養手当システムに住民記録情報を参照の上、関連情報を入力する。</li> <li>4. 手当額算定 手当額を算定するために受給者及び扶養義務者の所得情報を参照する。 転入者については必要に応じて転入前の自治体に所得情報を照会。 市外に住民票を置いている者については住所地に照会を行う。</li> <li>5. 手当支給 認定請求時に登録している受給者名義の金融機関口座を通じて手当の支給を行う。</li> <li>6. 情報管理 住民記録の異動を月次リスト等により確認し、受給者に対して必要な手続を案内する。 住民異動の手続を受け付けた後、異動内容に応じて受給者台帳を修正する。</li> <li>7. 通知 受給者に対し、郵送もしくはマイナポータルによるお知らせ機能にて通知を行う。</li> </ol> <p>上記全ての事務で特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童扶養手当システム</li> <li>2. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>3. 宛名管理システム</li> <li>4. 統合宛名システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. サービス検索・電子申請システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 番号法 ・第9条第1項 別表 56の項</li> <li>(2) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 第3条 ② 番号利用条例施行規則 第45条、第48条、第49条</li> </ol> </li> </ol> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの  (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) ・第19条第9号  【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表 81の項  ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 こども部 家庭支援課 手当給付係 079-427-9212(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録を行う際は、住基ネット照会にて4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住基ネット照会にて取得したマイナンバーは、必ず複数人で確認するようにしている。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>申請書等をシステムへ入力後、申請書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。 )又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。 )により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 37の項  (2)別表第一省令 ・第29条  (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 37の項  (2)別表第1省令 ・第29条  (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項)  (2)別表第二省令 ・第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条  (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2 57の項  (2)別表第2省令 ・第31条  (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事前	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)	事後	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2 57の項 (2)別表第2省令 ・第31条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 57の項 (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】 ・第31条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	1. 窓口相談 受給しようとする者の住民記録情報や所得情報を参照し、相談者の受給資格を確認の上で児童扶養手当制度の案内を行う。 2. 受付 申請者に認定請求を案内し、児童扶養手当システム上で受付を行う。 3. 認定 認定請求について、受給資格を満たしている場合に児童扶養手当の認定を行い、受給者台帳に登録する。処理時には児童扶養手当システムに住民記録情報を参照の上、関連情報を入力する。 4. 手当額算定 手当額を算定するために受給者及び扶養義務者の所得情報を参照する。転入者については必要に応じて転入前の自治体に所得情報を照会。市外に住民票を置いている者については住所地に照会を行う。 5. 手当支給 認定請求時に登録している受給者名義の金融機関口座を通じて手当の支給を行う。 6. 情報管理 住民記録の異動を月次リスト等により確認し、受給者に対して必要な手続を案内する。住民異動の手続を受け付けた後、異動内容に応じて受給者台帳を修正する。 上記全ての事務で特定個人情報ファイルを使用する。	1. 窓口相談 受給しようとする者の住民記録情報や所得情報を参照し、相談者の受給資格を確認の上で児童扶養手当制度の案内を行う。 2. 受付 対象者にそれぞれ必要な書類を案内し、窓口により受付を行う。(ただし、現況届についてはサービス検索・電子申請機能での受領も行う。) 3. 認定 認定請求について、受給資格を満たしている場合に児童扶養手当の認定を行い、受給者台帳に登録する。処理時には児童扶養手当システムに住民記録情報を参照の上、関連情報を入力する。 4. 手当額算定 手当額を算定するために受給者及び扶養義務者の所得情報を参照する。転入者については必要に応じて転入前の自治体に所得情報を照会。市外に住民票を置いている者については住所地に照会を行う。 5. 手当支給 認定請求時に登録している受給者名義の金融機関口座を通じて手当の支給を行う。 6. 情報管理 住民記録の異動を月次リスト等により確認し、受給者に対して必要な手続を案内する。住民異動の手続を受け付けた後、異動内容に応じて受給者台帳を修正する。 7. 通知 受給者に対し、郵送もしくはマイナポータルによるお知らせ機能にて通知を行う。上記全て	事前	-
平成29年5月24日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請システム	事前	-
平成29年5月24日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定められている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属	家庭支援課長 塩谷 幸代	家庭支援課長 田村 浩三	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属	家庭支援課長 田村 浩三	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	(新規)	基礎項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)  【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 57の項  (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・第31条  (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)  【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 57の項  (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・第31条  (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの (1) 番号法 ・第9条第1項 別表第1 37の項  (2) 別表第1省令 ・第29条  (3) 番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則  ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1) 番号法 ・第9条第1項 別表 56の項  (2) 番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 第3条 ②番号利用条例施行規則 第45条、第48条、第49条  ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 57の項</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・第31条</p> <p>(3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) ・第19条第9号</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表 81の項</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か-判断の根拠	(新規)	マイナンバー登録を行う際は、住基ネット照会にて4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住基ネット照会にて取得したマイナンバーは、必ず複数人で確認するようにしている。	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠	(新規)	申請書等をシステムへ入力後、申請書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。	事後	-